

「広島市水道局八木取水場で使用する電気」の質疑応答書

平成29年1月26日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
入札書 関係		1. 入札書に記載する日付を教えてください。	入札説明書参照
		2. 入札時添付の内訳書に関して、 ・押印は必要ですか。 ・添付方法は袋とじ・割印でよろしいでしょうか。	入札説明書参照 入札説明書参照
内訳書 関係		3. 内訳書で使用する単価（基本料金単価、従量料金単価）は税抜、税込のどちらでしょうか。	入札附属書参照
		4. 基本料金積算時に力率割引及び割増を含める必要がありますか。含める場合仕様書に記載の標準力率を用いますか。	入札説明書参照
		5. 長期契約割引がない場合内訳書割引料金欄は斜線でよろしいでしょうか。	入札説明書及び入札附属書参照
		6. 以下の端数処理について、指定があれば教えてください。（切捨て、切上げ、四捨五入、小数点第〇位まで記入等） ・基本料金と従量料金の端数処理 ・月合計の端数処理 ・税抜金額の端数処理	入札説明書及び入札附属書参照
仕様書 関係		7. 旧一般電気事業者からの契約種別（料金メニュー：ビル等の業務用か、工事等の産業用か）を教えてください。	産業用です。
		8. 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	無
		9. 契約電力が、現在と今回（今回の供給開始時）で変更になる施設がある場合、現在の契約電力をお教えてください。	無
		10. 予備送電に関して ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらでしょうか。 ・契約電力(kW)を教えてください。	予備線です。 2,130kWです。
		11. 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ・契約電力(kW)を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量(kWh)	無
契約書 関係		12. 融雪用電力の契約はございますか。	無
		13. 旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	管轄電力会社の託送供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合に

		<p>14. 契約途中で消費税が増税となった場合、増税を加味した変更契約の締結について協議に応じて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>15. 入札対象施設の現供給者を教えてください。</p> <p>16. 現供給者が一般電気事業者の場合、開札後の切替申請から供給開始までの日数により切替が間に合わない場合がございます。該地域の旧一般電気事業者（ネットワークサービスセンター）と事前検討をされ、開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約をいただいておりますでしょうか。もし確約をいただいていないようでしたら、念のためご確認いただけますでしょうか。</p> <p>17. 請求書に関しまして、弊社はWEBからのダウンロードにてご対応いただいております。また毎月の受電月報（30分データ）の提供も、同様にWEBからのダウンロードとなります。その旨予め承いただけますでしょうか。</p> <p>18. （計量日）条文を以下に変更または追加して頂くことは可能でしょうか。又はその協議に応じて頂くことは可能でしょうか。 『計量日は毎月1日午前0：00に行う』</p> <p>19. （支払日）支払期日について協議に応じて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>20. （権利義務の譲渡）条文を以下に変更または追加して頂くか、またはその協議に応じて頂くことは可能でしょうか。 『ただし、予め書面により甲の承諾を受けた場合、若しくは信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』 また、変更・追加不可の場合に、覚書・協議書等での対応は可能でしょうか。</p>	<p>は、影響が及びうる事項につき、契約書（案）第2条第2項のとおり、協議することは可能です。</p> <p>可能です。</p> <p>中国電力株式会社です。</p> <p>切替日数等を考慮して開札等の日程は調整しておりますが、入札の中止等、不測の事態が生じる場合もございますので、確約をとることはできません。</p> <p>了承いたします。</p> <p>条文の追加・変更は認められません。 契約書（案）第9条の規定のとおり、発注者と受注者が協議の上、決定します。</p> <p>可能です。</p> <p>条文の追加・変更は認められません。 契約書（案）第6条の規定のとおり、協議は可能です。</p>
--	--	--	---

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。